

公益社団法人秦野市シルバー人材センター代表会議（三役会）に  
関する内規

（目的）

第1 この内規は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）事業推進会議及び理事会、並びにセンターの事業経営を円滑に行うことを目的として設置する代表会議（三役会）について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2 代表会議（三役会）は、次の事項について協議する。

- (1) 事業推進会議に提案する議案等に関する事
- (2) 理事会に提案する議案、報告事項等に関する事
- (3) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター事務決裁規程に基づく事務処理に関する事
- (4) センター事務局職員の人事評価、並びに給与等処遇に関する事
- (5) その他、センターの事業経営に関する事

（構成）

第3 理事長、副理事長及び常務理事の三役により構成する。

（開催）

第4 代表会議（三役会）の開催は、原則として週1回、三役同意のうえ開催するものとする。

（関係者の出席）

第5 代表会議（三役会）は、必要に応じて三役以外の理事、監事及びセンター事務局職員に出席を要請して意見等を求めることができる。

（報酬）

第6 報酬は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。